

豊島区軟式野球連盟規約

第1章	総則
第2章	目的及び事業
第3章	会員
第4章	加盟及び脱退
第5章	役員
第6章	職務
第7章	会議
第8章	会計
第9章	部会
第10章	規律
第11章	付則

第1章 総則

- 第1条 本連盟は、(公財)東京都軟式野球連盟豊島支部(以下「本連盟」という)と称する。
第2条 本連盟は、事務所を豊島区西池袋1丁目34番3号に置く。

第2章 目的及び事業

- 第3条 本連盟は、アマチュア・スポーツとしての正しい軟式野球を区民全般に普及し、その健全な発達を助成し、区民の体力の向上を図るとともに、明朗なスポーツマンシップの涵養を通じて、会員相互の親睦と地域社会の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本連盟の事業の運営、執行に関しては公認野球規則、(公財)全日本軟式野球連盟規定、競技者必携、(公財)東京都軟式野球連盟規程、取決め事項及び本連盟規程、注意事項に従う。
- 2、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) (公財)全日本軟式野球連盟の区内予選大会
 - (2) (公財)東京都軟式野球連盟の区内予選大会
 - (3) 豊島区軟式野球連盟の主催及び後援大会
 - (4) 軟式野球の普及発展に関する指導研究
 - (5) 軟式野球の技術向上に関する指導研究
 - (6) 軟式野球施設の拡充に関する事業
 - (7) 機関紙その他必要な刊行物の発行
 - (8) その他目的を達成するため必要な事項

第3章 会 員

第5条 本連盟の会員は、役員、審判及び一般チームとする。

第6条 一般チームは、次の条件を備えなくてはならない。

一般チームは、職業野球競技者及び学生生徒（職業従事の夜学生ならびに専修学校生徒及び各種学校生を除く）を除く者をもって編成し、次のいずれか一つに該当する者で編成されたチーム。

(1) 職域チーム

豊島区内の官公庁、会社、商店、工場等に勤務する者のみによって編成するチーム、または同一職場に勤務する者が登録人員の3分の2以上を占めるチーム。

(2) クラブチーム

東京都内に在住、または在勤するのみで編成するチーム

2) 隣接地域登録（勤務地、居住地両方が神奈川、埼玉、千葉、山梨）の選手は参加申込書記載総選手数の3分の1を超えない範囲で出場できる。

（参加人数10～11名・・3名以内15～17名・・5名以内）

(3) 学生チーム

豊島区内の専修学校生、各種学校生は同一学校または個人でチームに登録することができる。ただし、学校単位で編成する場合は、学校名は、使用せずクラブ名とする。

2. 加盟できない選手

(1) 一般チーム及び学生生徒で、本連盟以外の組織に登録している者は加盟できない。

第7条 一般チームの登録人員は、次の通りとする。

1. 一般チームの登録人員は、監督及び主将を含め10名以上とする。但し、上部大会に出場する場合は、10名以上20名以内とする。

2. 登録については、男女を問わない。

第8条 本連盟の目的ならびに、事業に賛助する者をもって名誉会員とする。

第4章 加盟及び脱退

第9条 チーム会員は、本連盟の定める加盟申込書（新規加盟会員のみ）及び年度登録申込書を提出する。

第10条 加盟・登録手続きの完了後、所定の会費を納入した申込者は本連盟の年度会員の資格を取得する。

第11条 前条により登録した一般チーム各クラス編成は、本連盟規約細則に定める。

2. 第4条2項(1)(2)による(公財)全日本軟式野球連盟及び(公財)東京都軟式野球連盟が主催の全国大会、東京都大会の区内予選は、登録したチームクラスにより行うものとする。

第12条 会員は、その登録事項に移動が生じた際は、その旨を速やかに届け出なければならない。

第13条 会員の加入、脱退についてはその理由により本連盟の指示に従うものとする。

2. 会員が次の各号に該当した時は、本連盟から脱退させることが出来る。

(1) (公財)全日本軟式野球連盟競技者規程に違反したとき。

- (2) 第6条に定める条件を欠き、常任理事会が不適格と認めたとき。
 - (3) 自ら脱退の意思を表明したとき。
 - (4) 除名の処置をうけたとき。
3. 脱退について、納入された会費は戻さない。

第5章 役員

第14条 本連盟に、下記の役員を置く。

- 1. 会長 1名
- 1. 副会長 若干名
- 1. 理事長 1名
- 1. 副理事長 若干名
- 1. 会計 3名（コメント：財政部が担当する）
- 1. 常任理事 30名以内
- 1. 監査 2名

第15条 本連盟に顧問、相談役及び参与を置くことができ、会長が推薦し理事会の承認を得るものとする。

第16条 会長、副会長及び監査は、総会で選出する。

第17条 理事長及び副理事長は会長、副会長を含めた常任理事会の互選による。

第18条 常任理事は、正副会長、正副理事長において選任し、総会において承認を得る。

第19条 会計（担当理事）は、常任理事会により選出する。

第20条 役員任期は、2年とし再任を妨げない。

第6章 職務

第21条 役員職務は、次の通りとする。

- 1. 会長は、本連盟の代表として会務を統括する。
- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3. 理事長は、本連盟運営機構の代表として常任理事会、常任部長会、主将会議を執行する。
- 4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。
- 5. 常任理事は、理事長の指示に従い会議を開催し、本連盟の運営に寄与する。
- 6. 会計は、経理事務を担当する。
- 7. 監査は、本連盟業務を監査する。会長、理事長の諮問に応じる。
- 8. 顧問、相談役、参与は、会長の諮問に応じ、本連盟の発展に寄与する。

第7章 会議

第22条 会議は、総会、常任理事会及び常任部長会とする。

第23条 総会は、毎年1回定時に開催される。ただし、会長が必要と認め、会員の3分2以上の要請があるときは、臨時に開催され、会長が招集し議長となる。

第24条 総会は、会員チーム代表と名誉会員及び役員によって構成され、議事を審議する。ただし、構成員の過半数の出席がなければ開催されない。なお、同一議事について再度招集したときは、この限りではない

第25条 総会の議事は、出席構成員の過半数をもって決する。可否同数のときは議長がこれを決する。

第26条 常任理事会は、正副会長、正副理事長、常任理事で構成され理事長が招集し議長となる。

第27条 常任部長会は、正副会長、正副理事長、各部部長で構成され理事長が招集し議長となる。

第8章 会 計

第28条 会員は、次に定める会費及び入会金を納入する。

1. 入会金（新規加盟金）
2. 年会費
3. 大会参加費
4. 登録料（見舞金を含む）
5. その他

第29条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第30条 本連盟の経費は、次の収入で運営する。

1. 収入
 - (1) 会費
 - (2) 事業収入
 - (3) 寄付金
 - (4) その他
2. 会計処理については、別途定めるところによる（コメント：財政部担当）

第9章 部 会

第31条 本連盟事業の遂行を円滑に推進するため次の部会を設ける。

1. 総務部
2. 審判部
3. 財政部
4. 厚生部
5. 規律部
6. 広報部

第32条 各部の業務（職務）内容及び構成人数は、本連盟内規による。

第33条 各部の部長は、正副会長、正副理事長、において選任し、総会において承認を得る。

第10章 規律

第34条 会員チームは、次の規律を守らなければならない。

1. 会員チーム及びその構成員は、ひとつのチーム以外及び他地域に加入することはできない。
2. 会員チームは、事由なく又、本連盟の許可なく大会出場を放棄してはならない。
3. 会員チーム及びその構成員は、本規約ならびに規約細則及び取決め事項に違反してはならない。

第35条 会員チーム及びその構成員が、前条第1項から第3項に抵触したときは、常任委員会において審議し、出場停止、除名、その他の処分を決定する。

第11章 付則

第36条 この規約は、平成15年4月25日より施行する。

2. この規約は、一部改正し平成15年4月25日より施行する。
3. この規約は、一部改正し令和4年3月13日より施行する。